

被保険者証をなくしたり破損したとき

被保険者証を再交付してもらいたいとき

被保険者証の再交付

被保険者証をなくしたり、破損したときは、再交付を受けることができます。

手続き

「被保険者証滅失・毀損・再交付申請書」を会社(人事部門)経由で健保組合へ届け出してください。破損の場合は、破損した被保険者証も添付してください。また、盗難の場合は警察の「届出受付番号」を申請書に記入してください。

「被保険者証滅失・毀損・再交付申請書」 ➔ P.84

氏名が変わったとき

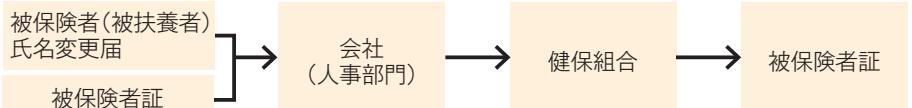
被保険者や被扶養者に氏名の変更があったときは、すみやかに健保組合へ届け出してください。新しい被保険者証を交付します。

手続き

氏名が変わったとき

- 被保険者(被扶養者) 氏名変更届と被保険者証を健保組合へ提出。

- 新しい氏名の被保険者証を交付。



「被保険者(被扶養者)氏名変更届」に被保険者証を添付して会社(人事部門)経由で健保組合へ届け出してください。

「被保険者(被扶養者)氏名変更届」 ➔ P.85

被保険者証廃止に伴う対応について

- 保険証廃止日(令和6年12月2日)以降、保険証は交付できないため、新規加入者にはマイナ保険証をご用意いただきます。
※マイナンバーカードを取得していない方、取得しているが健康保険証利用登録をしていない方、マイナ保険証による資格確認ができない方等については、資格確認証を発行します。
- 令和6年12月1日以前に保険証が交付されている加入者については、令和7年12月1日まで引き続き保険証の利用が可能です。
- すでにマイナ保険証を利用されている方については、令和6年12月1日までは保険証の自主返納の受付を行っていません。(経過措置期間については、保険証を返納していただいても構いません。)